

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和6年3月6日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第2号

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則（平成4年北上地区消防組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年北上地区消防組合条例第2号。以下「育児休業条例」という。）<u>第3条、第7条第1項、第8条、第11条、第12条、第18条第2項及び第21条の規定により、職員の育児休業等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（再度の育児休業に係る計画書）</u></p> <p>第3条 <u>育児休業条例第3条第5号の育児休業等計画書は、様式第1号によるものとする。</u></p> <p>（育児休業の承認の請求手続）</p> <p>第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（<u>様式第2号</u>）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（育児休業の期間の延長の請求手続）</p> <p>第5条 <u>前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年北上地区消防組合条例第2号。以下「育児休業条例」という。）<u>の実施</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>（育児休業の承認の請求手続）</p> <p>第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（<u>様式第1号</u>）により<u>行い</u>、育児休業を始めようとする日の1月（<u>当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は2週間</u>）前までに行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（育児休業の期間の延長の請求手続）</p> <p>第5条 <u>育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条</u></p>

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 [略]

2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第3号)により行うものとする。

3 [略]

(育児休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認するとき。

(育児休業に伴う任期付採用に係る辞令書の交付)

第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、辞令書の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令書に

の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)の場合は2週間)前までに行うものとする。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 [略]

2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第2号)により行うものとする。

3 [略]

(育児休業に係る辞令書の交付)

第8条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、次の各号に規定する育児休業(第4号については、引き続き承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることが出来る。

(1)～(3) [略]

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認するとき。

第9条 削除

代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定に基づき任期を定めて職員を採用したとき。

(2) 育児休業法第6条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新したとき。

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職したとき。

（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）

第10条 育児休業条例第7条第1項の規定で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1)～(3) [略]

(4) 休職にされていた期間（北上市期末手当等規則第7条第2項第4号ア及びイに掲げる期間を除く。）

（育児短時間勤務に係る計画書）

第12条 育児休業条例第10条第6号の育児休業等計画書は、様式第1号によるものとする。

（部分休業の承認）

第18条 育児休業条例第18条第2項の規則で定める職員及び規則で定める時間は、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号）第11条に規定する特別休暇のうち生後1年6月に達しな

（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）

第10条 育児休業条例第7条第1項の規定で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1)～(3) [略]

(4) 休職にされていた期間（北上市期末手当等規則第7条第2項第3号ア及びイに掲げる期間を除く。）

（育児短時間勤務に係る計画書）

第12条 育児休業条例第10条第6号の育児短時間勤務計画書は、様式第3号によるものとする。

（部分休業の承認）

第18条 育児休業条例第18条第2項の規則で定める職員及び規則で定める時間は、介護時間（北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号）第15条の2第1項の介護時間をいう。以下こ

い子を育てる職員がその子の保育のための時間又は同条例第15条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員及び当該特別休暇又は当該介護時間の時間とする。

の条において同じ。)又は勤務時間規則第13条第14号に規定する特別休暇の承認を受けて勤務しない職員及び当該介護時間又は当該特別休暇の時間とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号を削る。

様式第2号を次のように改め、同様式を様式第1号とする。

年 月 日

任命権者 様

請求者 所属  
職  
氏名

育児休業承認請求書

次のとおり育児休業の承認（期間の延長）を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 摘要		

- 備考
- 1 この請求書（育児休業条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
  - 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
  - 3 育児休業条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
  - 4 「6 摘要」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
  - 5 該当する口には✓印を記入すること。

様式第 3 号中「㊟」を削り、同様式を様式第 2 号とする。  
様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

年 月 日

任命権者 様

請求者 所属  
職  
氏 名

育児短時間勤務計画書

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例第10条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求者の計画	請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	再度の請求 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 摘要		

- 備考 1 この計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

様式第4号及び様式第5号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。